



教育長	次 長	課 長	係
			

22高教政第1235号

平成22年11月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

給与条例の改正等に伴う給料の発令について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部を改正する告示が平成22年12月1日に施行されることに伴い、給料の現給保障に係る差額に変更のあった職員に対して、下記のとおり給料の発令を行います。

つきましては、12月1日以降に給料の発令の通知を給与システムから取り出し、所属長から職員本人に通知する必要がありますので、管内学校に対して、お知らせ下さるようお願いいたします。

記

1 発令について

(1) 給料の発令を行う職員

職員には、平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給料の切替え、平成19年4月1日に実施した行政職給料表5級から4級の切替え又は技能職給料表4級から3級の切替えに伴う経過措置として、給料月額が切替え前の給料月額に達しない場合は、それぞれ、それらの差額を給料（現給保障）として給する発令をしているところです。

今回の給与条例等の改正に伴い、給料表の給料月額及び切替え前の給料月額が改定されることにより、給料の現給保障に係る差額に変更が生じることとなる職員には、発令を行います。

(2) 給料の発令を行わない職員

現給保障を受けていない職員

2 「給料の発令」の取り出し等について

(1) 取り出し方法

給与システムの「帳票取り出し」から管理職員が取り出して、「所属長あての通知」

については、管理職員が保管し、「職員本人あての通知」については、所属長から該当職員へ交付してください。

(2) 取り出し期間

平成 22 年 12 月 1 日（水）から同年 12 月 24 日（金）まで

(3) 取り出す帳票の名称

- ・所属長あての通知

名称：「給与条例の改正等に伴う給料の発令について（通知）」

- ・職員本人あての通知

名称：「給与条例の改正等に伴う給料の発令について」

<問い合わせ先>

高知県教育委員会事務局

教育政策課 竹下

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4558

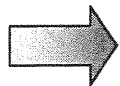
給与条例の改正等に伴う給料の発令内容

<具体例>

○改正前の現給保障額

H18.3.31

小中学校教育職 2-26 (396,924 円) $397,600 \times 0.9983$ ※0.17%引下げ
--



H22.4.1

現給保障額 (2,224 円)
小中学校教育職 2-116 (394,700 円)

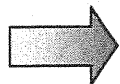
【平成 22 年 4 月 1 日の発令】

小学校・中学校等教育職給料表 2 級 116 号給を給する
平成 17 年高知県条例第 97 号附則第 11 項の規定による給料 2,224 円を給する

○改正後の現給保障額

H18.3.31

小中学校教育職 2-26 (396,049 円) $397,600 \times 0.9961$ ※0.39%引下げ
--



H22.12.1

現給保障額 (1,949 円)
小中学校教育職 2-116 (394,100 円)

【平成 22 年 12 月 1 日の発令】

平成 22 年高知県条例第 46 号の施行に伴い、平成 17 年高知県条例第 97 号附則第 11 項の規定による給料として給する額を 1,949 円とする

※平成 19 年 4 月 1 日に実施した行政職給料表 5 級から 4 級への切替え又は技能職給料表 4 級から 3 級への切替えに伴う現給保障に係る差額を受けている者についても、上記に準じて発令を行います。

<記載事項の例外>

技能職から行政職へ転職した職員については、給料月額＋現給保障額の金額を記載してあります。

例【平成 22 年 12 月 1 日の発令】

平成 22 年高知県条例第 46 号の施行に伴い、特に 396,049 円が支給されることとなった。